

液状化又は動的分離するおそれのある物質の水分管理等に関する FAQ

- 本 FAQ は、液状化又は動的分離するおそれのある物質（以下、「液状化等物質」）の荷送人に義務付けられている水分管理手順書（以下、「手順書」）の作成や地方運輸局長の承認を受けること等に関する一般的な質疑応答を掲載しています。
- 本質疑応答は、特貨則等改正に関連して発出された関係文書に基づいていますが、今後、関係文書の改正等により、本 FAQ と異なる取扱いに変更されることもありますので御注意下さい。（本 FAQ の内容と関係文書の規定事項が異なる場合、関係文書の内容が優先されます。）

1. 総論関係

総－1 水分管理等に係る主要な規制・措置内容について教えてください。

主要な規制・措置内容は次のとおりです。

1 特貨則

(1) 液状化等物質の荷送人

- ・ 手順書の作成、当該手順書の地方運輸局等による承認取得の上、水分管理等の実施（第 16 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 3 項）
- ・ 船積み前に船長へ手順書承認書の写し、運送許容水分値測定表及び水分測定表等の提出（第 16 条の 2）
- ・ 運送許容水分値及び水分の測定を他者に依頼する場合、当該他者への申請書の提出（第 17 条第 3 項）
- ・ なお、国内輸送に限っては、水分測定等に係る事項を含む手順書の承認を前提として、荷送人による水分測定等を自ら実施することも可能です（第 17 条第 2 項）

(2) 液状化等物質を運搬する船の船長

- ・ 荷送人が船長へ提出した水分測定の結果に対して説明を求めることができる旨規定（第 17 条第 5 項）
- ・ 運送許容水分値測定表及び水分測定表を液状化等物質の運送中船内に保管（第 17 条第 6 項）

(3) 地方運輸局長

- ・ 手順書承認時の手順書承認書（有効期間 5 年）の荷送人への交付（第 16 条の 3 第 4 項、第 5 項）

2 関連告示

- ・ 「液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示（以下、A 告示）」に掲載されている物質については、上述の 1 の規制が適用されます。なお、IMSBC コード 6 次改正（令和 5 年 1 2 月発効）に伴い、A 告示に以下の物質が追加されましたので、ご注意ください。

＜ A 告示に追加された物質 ＞

溶融スラグ

※鉛を含む浸出残渣については危告示にのみ追加されていますが、当物質は液状化等物質としての性質も有するため、A 告示物質と同様に上記規制が適用されます。

2. 手順書承認関係

2-0 手続き全般

手全-1 標準様式はあるのか。

手順書の標準様式と記載用例を準備しています。御参考にして下さい。

標準様式は、IMO ガイドライン MSC.1/Circ.1454/Rev.2（※）に基づき次の四部構成となっています。

- 第一章 総則（管理対象物質の宣言）
- 第二章 試料を採取するための手順及び方法
- 第三章 水分を測定するための手順及び方法
- 第四章 液状化等物質を管理するための手順及び方法

※「特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について（国海査第452号(平成22年12月1日付け)」に掲載されています。

手全-2 手順書各章は必ず記載を要するのか。

各章の作成要否は、運送先・水分測定の実施者により異なります（下表参照）。

		第一章	第二章	第三章	第四章
輸出する場合		要	任意	任意	要
輸出しない場合	国又は登録検査機関の水分測定を受ける	要	任意	任意	要
	荷送人が水分測定を行う	要	要	要	要

荷送人が自ら水分測定を行う場合、第二章及び第三章は必ず作成を要します。

国又は登録検査機関による水分測定を受ける場合、第二章及び第三章の表紙にその旨宣言することにより両章の記載は任意で差し支えありません。

手全-3 手順書にはどの言語を使用するのか。

液状化等物質が輸出される場合、和英併記で記載して下さい。
輸出されない場合、英文による記載は不要です。

手全-4 同じ液状化等物質を、輸出したり・国内に出荷しているが手順書はそれぞれ必要か。

国外・国内兼用の手順書で差し支えありません。

手全-5 複数の液状化等物質を取り扱っているが手順書はそれぞれ必要か。

一の手順書に纏めて差し支えありません。

なお、管理方法等が異なる場合、手順書内の各章において、それぞれ手順を定めて下さい。

手全一六 現在は社内体制が整っていないため、自社で水分測定できないが、将来的には自社で行いたい。手順書の切替は可能か。

何時でも手順書の変更申請は可能です。（自社で水分測定するかしないかは荷送人が選択できます。）

切替の際には、承認を受けた手順書を返納し、自社で水分測定するための手順書の承認申請を提出して下さい。

手全一七 第二章及び第三章に係る規格は、例示された規格以外使用できないのか。

自社策定の規格でも差し支えありませんが、当該規格の妥当性を検証する必要があります。

当該規格が、対象となる液状化等物質の水分測定に適したものであることを示す資料をご準備のうえ、船積み地を管轄する地方運輸局に相談して下さい。

手全一八 ISOによる品質管理の認証等を取得しなければ、手順書の承認を受けられないのか。

ISOの認証等は必ずしも必要ではありません。

ISOの認証を受けている場合であっても、当該認証を活用するか否かは、事業者の御判断で差し支えありません。

なお、ISOの認証等によらない場合、内部監査や記録の保管等に関する社内取り決め等の内容を確認しますので、内部監査や記録の保管等に係る社内取り決め等の資料をご準備のうえ、船積み地を管轄する地方運輸局に相談して下さい。

（手順書に係る内部監査や記録の保管等がISOの認証範囲外である場合も同様に、内部監査や記録の保管等に関する社内取り決め等の内容を確認します）

2-1 第一章関係

手1-1 第一章には何を記載するのか

手順書により管理される物質の名称及び性状を記載します。

物質の名称は、A告示又は危告示に記載されたものとして下さい。

物質の性状は、当省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.html#a1）に掲載している個別物質の運送スケジュールに記載されたものとして下さい。

手1-2 A告示に規定されている品名で物質を運送したいが、地方運輸局等の許可を得る必要はあるか。

許可は必要ありません。ただし、告示に規定されていない物質を運送する場合は、地方運輸局等の事前査定が必要となります。

2-2 第二章関係 ※本節は、水分測定を自ら行う場合のFAQです。

手2-1 第二章には何を記載するのか。

試料採取の手順が、システムとして適切に規定されていることを記載して下さい。
主たる注意事項は次のとおりです。

- 1 試料採取の時期・場所及び天候条件
 - ・試料採取は、船積み前1週間以内実施されること。
 - ・試料採取は、承認をうける地方運輸局の管轄区域内で行われること。
- 2 試料採取者
 - ・自社所属であること。
 - ・研修又は訓練を受けていること。
 - ※1 登録検査機関の行う研修を受講する場合、その旨の記載のみで差し支えありません。
(申請時に受講証明(1年以内のもの)を提出して下さい。なお、手順書更新のための申請時には、座学研修のみの受講で差し支えございません。)
 - ※2 登録検査機関以外の研修又は訓練によっている場合、当該研修又は訓練の適切性を確認しますので、適切性が合理的に説明できる資料(信頼できる第三者機関等による証明その他)をご準備下さい。
- 3 試料採取の方法
 - ・使用する規格を含めた試料採取の概要その他標準様式に記載された項目について、使用する規格に則った内容であること。
標準的な方法又は規格に依りがたい場合(例えば以下のような事例)には、代替方法について地方運輸局等にご相談下さい。なお、代替方法が合理性・妥当性を有することを事前に検証して頂く必要があります。
 - ・事例① 高所での危険な作業等を伴い、山積みされた物質の上部から試料採取が労働安全衛生上困難な場合
 - ・事例② 複数の保管場所から採取される粒径等性状の異なる物質を混合した状態で試料を採取することが困難な場合
 - ・事例③ 試料表面が固く手作業による試料採取が困難な場合
- 4 内部監査の詳細
 - ・ISO その他の認証を活用する場合、当該認証に基づくマネジメントシステムを活用すること。認証を活用しない場合又は認証を受けていない場合、内部監査に関する詳細事項(範囲、頻度、手法その他)を確認しますので、詳細事項が合理的に説明できる資料をご準備下さい。
- 5 記録の保管等
 - ・ISO その他の認証を活用する場合、当該認証に基づくマネジメントシステムを活用すること。認証を活用しない場合又は認証を受けていない場合、記録保管に関する詳細事項(範囲、保管期間、手法その他)を確認しますので、詳細事項が合理的に説明できる資料をご準備下さい。

手2-2 (第二章関連) 試料採取は、船積み場所の岸壁で行わなければならないか。

特貨則第17条第9項により、試料採取の場所は「船積み地」とされていますが、事業所内のサイロや野外の置き場等の試料採取可能な場所で船積み前の液化化物質を貯蔵しているような場合、当該試料採取可能な場所において試料測定することも差し支えありません。(当該試料採取可能な場所も、特貨則第17条第9項の「船積み地」に含むものとして差し支えありません。)ただし、当該試料採取可能な場所における試料の水分値が船積み時における水分値を上回らないことを確保する必要があります。

手2-3 (第二章関連) 製造から船積みまで室内で保管される場合、試料採取時の天候条件は不要として差し支えないか。

試料採取における条件としては不要ですが、「1.」表中の該当欄にその旨記載して下さい。

手2-4 (第二章関連) 試料採取者及び監督者は、一人に限定しなければならないか。

一人に限定する必要はありません。(代行者含め) 所要の教育・訓練を受けた者であれば、ご都合により複数の者として差し支えありません。(試料採取に携わる人が複数いる場合、全ての試料採取者について記載して下さい。)

なお、記載すべき者が多数存在する場合、記載事項を「別紙」に記載する等して下さい。

手2-5 (第二章関連) ロットのトレーサビリティは、他の法律の規定に基づき行っているが、兼用は認められるか。

他法令の規定により作成する資料において、試料の採取日、採取場所その他トレーサビリティに係る情報を管理している場合は、当該法令に基づいた管理を活用することとして差し支えありません。

手2-6 (第二章関連) 試料のトレーサビリティの証明書には何を記載すべきか。

試料の採取日、採取場所、採取時の天候、採取者、採取に用いた方法等を記載して下さい。

2-3 第三章関係 ※本節は、水分測定を自ら行う場合のFAQです。

手3-1 第三章には何を記載するのか。

水分測定の手順が、システムとして適切に規定されていることを記載して下さい。主たる注意事項は次のとおりです。

- 1 水分測定を行う場所及び名称
 - 水分測定を行う場所の詳細が記載されること。(測定は、必ずしも承認をうける地方運輸局の管轄区域内である必要はありませんが、自社の施設等を御使用下さい。)
- 2 水分測定者
 - 自社所属であること。
 - 研修又は訓練を受けていること。
 - ※1 登録検査機関の行う研修を受講する場合、その旨の記載のみで差し支えありません。(申請時に受講証明(1年以内のもの)を提出して下さい。なお、手順書更新のための申請時には、座学研修のみの受講で差支えございません。)
 - ※2 登録検査機関以外の研修又は訓練によっている場合、当該研修又は訓練の適切性を確認しますので、適切性が合理的に説明できる資料(信頼できる第三者機関等による証明その他)をご準備下さい。
- 3 水分測定時の使用器具
 - 測定に使用する器具類のうち、精度を確保しなければならないものについて、型式や校正

頻度、校正を実施している機関等が判ること。

4 水分測定の方法

- 使用する規格を含めた水分測定の概要その他標準様式に記載された項目について、使用する規格に則った内容であること。
- 測定者による測定結果を、組織として承認するための過程や手続きが社内規定に従って行われており、責任者が適切に管理していることが判ること。
- 発行される水分値証明書を、組織として承認するための過程や手続きが社内規定に従って行われており、責任者が適切に管理していることが判ること。

5 内部監査の詳細

- ISO その他の認証を活用する場合、当該認証に基づくマネジメントシステムを活用すること。認証を活用しない場合又は認証を受けていない場合、内部監査に関する詳細事項（範囲、頻度、手法その他）を確認しますので、詳細事項が合理的に説明できる資料をご準備下さい。

6 記録の保管等

- ISO その他の認証を活用する場合、当該認証に基づくマネジメントシステムを活用すること。認証を活用しない場合又は認証を受けていない場合、記録保管に関する詳細事項（範囲、保管期間、手法その他）を確認しますので、詳細事項が合理的に説明できる資料をご準備下さい。

手3-2 （第三章関連）水分測定者及び監督者は、一人に限定しなければならないか。

一人に限定する必要はありません。（代行者含め）所要の教育・訓練を受けた者であれば、ご都合により複数の者として差し支えありません。（水分測定に携わる者が複数いる場合は、全ての水分測定者について記載して下さい。）

なお、記載すべき者が多数存在する場合、記載事項を「別紙」に記載する等して下さい。

手3-3 （第三章関連）最終的な水分の決定は、監督者でも差し支えないか。

水分の決定は、社内規定により権限が与えられている者が行います。
当該権限が監督者に与えられているのであれば、監督者であっても差し支えありません。

手3-4 （第三章関連）「液状化等物質水分測定表」の署名は、監督者でも差し支えないか。

署名は、社内規定により権限が与えられている者が行います。
当該権限が監督者に与えられているのであれば、監督者であっても差し支えありません。

手3-5 （第三章関連）「液状化等物質水分測定表」中の「集積区分ごとの質量」には何を記載すべきか。

複数の集積区分に分散している対象物質を船積みする場合、それぞれの集積区分から船積みされる物質の質量を記載します。

なお、サイロ等に貯蔵されている場合、当該サイロを集積区分として取り扱って下さい。

2-4 第四章関係

手4-1 第四章には何を記載するのか。

水分管理の手順が、システムとして適切に規定されていることを記載して下さい。
主たる注意事項は次のとおりです。

- 1 製造/採取から船積時までの間に行われる管理に関する詳細
 - 製造/採取から船積時までの間に行われる管理に関する詳細（場所、手法その他）を記載します。
- 2 船積みが認められない場合、又は、中断する場合の判断基準
 - 自社のみならず、船社や荷役会社にも影響を及ぼしますので明確に記載して下さい。
- 3 水分値の管理者及び関係者に関する教育訓練
 - 教育訓練の対象者や内容、頻度、実施主体について記載して下さい。なお、教育訓練に用いられる資料を確認しますのでご準備下さい。
- 4 内部監査の詳細
 - ISO その他の認証を活用する場合、当該認証に基づくマネジメントシステムを活用すること。認証を活用しない場合又は認証を受けていない場合、内部監査に関する詳細事項（範囲、頻度、手法その他）を確認しますので、詳細事項が合理的に説明できる資料をご準備下さい。
- 5 記録の保管等
 - ISO その他の認証を活用する場合、当該認証に基づくマネジメントシステムを活用すること。認証を活用しない場合又は認証を受けていない場合、記録保管に関する詳細事項（範囲、保管期間、手法その他）を確認しますので、詳細事項が合理的に説明できる資料をご準備下さい。

手4-2 （第四章関連）水分測定後、船積時に飛散防止のため水噴霧したいが可能か。

水噴霧による水分上昇値が管理されており、かつ、水分の測定値と当該上昇値の合計が、運送許容水分値以下であることを確認のうえ船積みが行われるのであれば、特段問題はありません。

第四章「5.」に、行為（飛散防止のために水噴霧すること）と管理の詳細、船積み中止の判断基準との関係等を記載して下さい。

手4-3 （第四章関連）閉鎖式のコンベアーを使用して船積みする場合、船積み時における水分値の管理は不要として差し支えないか。

管理は不要ですが、「5.」表中の該当欄にその旨記載して下さい。

3. 申請手続き

申-1 各地に事業所を展開しているが、承認は事業所毎に受けるのか。

承認は、液状化等物質の所在地を管轄する地方運輸局長が行います。（第16条の3第1項）
このため、原則として事業所毎の承認を要します。

なお、液状化等物質の製造地/採取地、出荷までの集積地、船積み直前の集積地等がそれぞれ異なる地方運輸局の管轄区域となる場合、原則として試料採取を行う場所を管轄する地方運輸局

長の承認を受けて下さい。(各地方運輸局本局及び支局の管轄区域は、各地方運輸局の HP をご参照下さい。)

申一 2 同じ液状化等物質を、国外・国内に出荷しているが申請はそれぞれ必要か。

国外・国内兼用の手順書であれば、一の申請として差し支えありません。

申一 3 複数の液状化等物質を取り扱っているが申請はそれぞれ必要か。

一の手順書に纏めている場合、一の申請として差し支えありません。

申一 4 申請は誰が行うのか。(自分は商社だが、申請しなければならないのか。)

手順書の承認を受ける義務は荷送人に課せられています。

このため、申請は荷送人が行います。

(商社が荷送人である場合、当該商社が申請しなければなりません。)

「荷送人」は必ずしも液状化等物質の製造事業者である必要はありません。

なお、IMSBC コード 1.7 においては、記載の定義「荷送人とは、運送人と貨物の海上運送の契約を結んだ人若しくはその代理人又は実際に貨物の海上運送契約に関連して貨物を引き渡す人若しくはその代理人をいう。」とされております。

申一 5 申請には、どのような書類が必要か(申請添付書類は何か)。

申請には、次の書類を提出して下さい。

- 手数料分の収入印紙を貼付した申請書 1 通(収入印紙は消印しないで下さい。)
- 水分管理手順書 2 通(表紙に申請者の文書番号を附して下さい。)
- 研修・訓練に関する資料(試料採取又は水分測定に携わる者が複数いる場合は、関係者全員分の資料が必要です。登録検査機関の行う研修を受講している場合、関係者全員分の受講を証明するもの(1年以内に受講したことがわかるもの)が必要です。)
- 内部監査・記録保管に関する説明資料
- (水分測定を自社で行う場合)標準的な規格以外の規格を使用する場合、当該規格に関する説明資料

なお、必要に応じ、追加の書類提出をお願いすることがあります。

また、手順書の承認を更新する場合は、内部監査や水分測定の記録等の提出を要します。

(詳細は、申請書を提出する地方運輸局等に照会して下さい。)

申一 6 承認審査にはどのように対応したらよいのか。

承認審査は、液状化等物質の水分管理が適切に行える手順(システム)であることの確認を目的としています。

提出頂いた書類を基としたシステム審査となるため、関係者へのヒアリングや現場の状況等を実施させて頂くこともあります。

申一七 手順書が承認されていることは証明されるのか。

承認審査に合格した場合、手順書承認書とともに表紙に承認した旨を記載した手順書 1 部を返却致します。

なお、手順書承認書には、手順書との関係が判るよう手順書表紙に附された申請者による手順書文書番号を記載します。

申一八 承認書交付に要する時間は。

申請受領後、承認書の交付までは、概ね 2 週間を見込んでいます。

なお、手順書第二章及び第三章に関し、

- ①登録検査機関以外による研修・訓練を行う場合
- ②対象物質用の標準規格以外の規格を使用する場合
- ③内部監査等に活用できる認証を取得されていない場合

等は、確認事項が増えるため相応の時間を要します。十分な余裕を持って申請して下さい。

申一九 交付された承認書・手順書の記載事項に変更が生じた場合どうするのか。

【関連】 手順書の標準様式中、序文 3 の「軽微な変更」とはどのようなものを指すのか。

原則として、新たな承認を取得して下さい。

なお、手順書の標準様式中、序文 3 の「軽微な変更」に該当する場合は、「変更の記録欄」への記載のみとして差し支えありません。（地方運輸局等での手続きは不要です。）

※軽微な変更とは、住所、電話番号、又は、所属部署名の変更、人事異動に伴う試料採取者や水分測定者の変更等、各手順に関し直接影響を及ぼさない事項を指します。

（試料採取者や水分測定者の変更の場合、承認された手順書の規定に従って、後任者は、適切な教育・訓練を受けた者に限ります。）

4. 液状化物質の水分管理等

管一 自ら水分測定を行う場合、輸出用の水分測定表は英語表記のみとして差し支えないか。

荷送人による水分測定は、国内輸送の場合に限り可能です。

（輸出する貨物は、国又は登録検査機関による水分測定を受けて下さい。）

なお、標準様式には、（荷送人が水分測定を行った場合に使用する）和英併記の水分測定表見本を掲載していますが、船舶側からの要望がない場合、和英併記は要しません。

管二 試料採取・水分測定をアウトソーシングする場合の手続きは。

国又は登録検査機関以外の水分測定は、国内輸送の場合で、かつ手順書第二章及び第三章による手順の承認を受けた荷送人に限定しています。

試料採取・水分測定をアウトソーシングしようとする場合、委託先の会社において、船舶安全法第28条第5項に基づく登録検査機関の登録手続き行って下さい。

管-3 自ら水分測定できる手順書を有しているが測定者出張のため実務ができない。
登録検査機関の水分測定を受検して差し支えないか？

自ら水分測定できる手順書を有していても、自ら水分測定するか否かは事業者の任意として差し支えありません。

なお、自ら水分測定しない（できない）場合は、国又は登録検査機関の水分測定を受検して下さい。

管-4 船舶の入港が遅れ試料採取から1週間以上経過したことから、準備していた「液状化等物質水分測定表」の備考欄にその旨追記したいが、どのように記載すべきか？

「液状化等物質水分測定表」の有効性は、船積みの日以前7日以内に試料採取した場合に限られます。

入港が遅れ、試料採取から7日を経過して船積みする場合、再度、試料採取及び水分測定のうち、新たな「液状化等物質水分測定表」を作成して下さい。

5. その他

他-1 承認書に有効期間（5年間）があるが、更新できるのか。

有効期間満了前に地方運輸局に（更新のための）申請をして下さい。

他-2 承認書裏面の「検認」とは何か。

「検認」とは、地方運輸局が承認書交付後、水分管理の遵守状況を確認するためのものです。（IMO ガイドラインにおいても中間時点での確認が求められています。）

「検認」は、承認書交付後、二年目及び四年目に行いますので指定期間内に受けて下さい。

他-3 検認を受けなかった場合、どうなるのか。

承認の効果が滅失します。

承認の効果が滅失した状態では、液状化等物質の船積みはできませんので御注意下さい。

他-4 承認書の更新・検認の時期が到来した際、案内はあるのか。

当局からの案内等はありません。

大変申し訳ありませんが、ご自身で管理して下さい。

他－５ 特貨則第１７条第３項による水分測定申請は、荷送人に限定されるのか。

申請者の限定は特にありません。

